

令和元年度 大東市教育委員会 2月 定例会 会議録

1. 開催年月日

令和2年2月8日（土） 午前10時00分～午後00時00分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- | | |
|-------|--------|
| ・教育長 | 亀岡 治義 |
| ・教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・教育委員 | 水野 達朗 |
| ・教育委員 | 太田 忠雄 |
| ・教育委員 | 齊藤 めぐみ |

4. 出席説明員（15名）

- | | |
|-----------------------------|--------|
| ・学校教育部長 | 澤田 芳彦 |
| ・学校教育部指導監 | 岡本 功 |
| ・生涯学習部長兼総括次長 | 南田 隆司 |
| ・学校教育部総括次長兼教育政策室長兼課長 | 北田 吉彦 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 藤原 成典 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 新井 雅也 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 渡邊 良 |
| ・学校教育部教育政策室課長兼教育研究所長 | 奥村 彰悟 |
| ・学校教育部教育政策室課長兼野崎青少年教育センター所長 | 前島 康浩 |
| ・学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 | 梅本 正直 |
| ・学校教育部学校管理課長 | 清水 鉄也 |
| ・生涯学習部生涯学習課長 | 平岡 健一郎 |
| ・生涯学習部生涯学習課参事 | 黒田 淳 |
| ・生涯学習部スポーツ振興課長 | 中村 正則 |
| ・学校教育部教育策室上席主査 | 小田 恭裕 |

5. 傍聴者 1名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第1号
令和2年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について
- 日 程 第 3 教委議案第2号
大東市小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて
- 日 程 第 4 教委議案第3号
令和2年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標について
- 日 程 第 5 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第1号

令和2年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について

令和2年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について次のとおり定める。

令和2年2月8日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

令和2年度の管理職人事において、「大東市立小・中学校教職員人事基本方針」に基づき、その職責にふさわしい識見と指導力を備えた人材を広域的に登用し、「特色ある学校づくり」の推進のために、適材を適所に配置するため。

※人事案件につき非公開

教委議案第2号

大東市小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン
について

「大東市小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を定めることについて、教育委員会の議決を求める。

令和2年2月8日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

大阪府教育庁より通知された「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」の中で、「令和元年度中に市町村教育委員会が登下校時や校内での携帯電話の取扱いに関するルールや方針を定め、児童生徒や保護者に周知する」とあることから、「大東市小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を作成し、児童生徒や保護者に周知する必要があるため。

大東市立小・中学校における携帯電話 の取扱いに関するガイドライン

平成31年3月、大阪府教育庁より防災・防犯の観点から、小・中学生が登下校に限り携帯電話を所持できるよう、「持ち込み禁止」の方針を「一部解除」するという趣旨のガイドラインが出されました。

府ガイドラインでは、「市教育委員会は、このガイドライン等を参考に、原則、2019年度中には、登下校時や校内での携帯電話の取扱いに関するルールや方針を定め、児童生徒や保護者に周知する」となっておりました。

以上のことから、市教育委員会として「携帯電話の取扱いに関する意見交換会」を年度当初より、複数回にわたり開催し、さまざまに意見を重ねてまいりました。市PTA協議会からは、防災や防犯等もふまえた上での保護者としての子どもに対する思いやご意見を多くいただき、市小・中学校生活指導研究協議会からは、学校生活や生徒指導面でのご意見をいただきました。また、実際に使用者となりうる子どもたちの意見として、中学校生徒会からも意見をいただきながら会を進めてまいりました。

先述しました、持ち込み許可の判断は各市教育委員会の判断に委ねられていた中、このたび、「大東市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を策定しましたので、お知らせします。

**大東市では、携帯電話の学校持ち込みについて、
従来どおり原則禁止とします**



大東市として大切にしたいこと

総務省の調査によると、平成30年3月末時点での日本の携帯電話所持率は133%という数字が示されています。携帯電話は、私たちの生活になくてはならないものになっています。情報化社会と有益なかかわりをもつためにも、学校は、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に、今まで以上に積極的に取り組む必要があります。また、家庭でも携帯電話を持たせる意味や目的を明確化するなど、学校と家庭の協力が不可欠です。

仮に登下校時に限って子どもが携帯電話を所持できるようになった場合を想定して、先述の「携帯電話の取扱いに関する意見交換会」や中学校生徒会からは、以下のような様々な問題点が指摘されました。

- 携帯電話を所持することで不安は取り除けるが、安全確保にはならない
- 災害発生時、通話ができるかどうか疑問が残る
- 携帯電話は高価な品物であり、買い替えの助長につながる
- 学校が預からず、壊さないように個人で管理することは難しい
- 鍵のない教室もあり、友だち同士でトラブルになる可能性がある
- 生徒指導の課題として「学校内では使用しない」という約束を守れなかった児童生徒から携帯電話を先生が預かる際、従わなければ混乱が生じる
- 登下校時の歩きスマホで、交通事故等に巻き込まれる恐れがある
- 動画や写真撮影したいという欲求を抑えることが難しい
- 携帯電話を持っていないことでからかわれたり、嫌な思いをするかもしれない
- 平成21年2月の文部科学省通知では、小中学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止している

これらの意見を踏まえて、大東市教育委員会として「携帯電話の学校持ち込みについて、従来どおり原則禁止」といたしました。統一のガイドラインを示すだけでなく、登下校中の子どもの安全確保や防災・防犯の取組みをさらに推進し、携帯電話と子どもたちがうまく付き合いながら、健やかに成長できる環境づくりをめざしたいと思います。

大東市の防災・防犯 ～これまでとこれから～

1. 緊急メール連絡網

登録率100%をめざして、各校からの案内に従って登録をお願いします。

2. まちなかミマモルメ（小学校）

市の「安全・安心見守り事業」として、市内43か所に設置している受信機を通過した履歴を一覧と地図で見ることができます。サービス利用には、ビーコンタグが必要です。（有料）

3. 引き渡し訓練の実施・引き渡し体制の整備

「大東市公立学校園災害対応マニュアル」（平成31年3月改訂）を踏まえて、地震等自然災害を想定した実践的な避難訓練を実施しています。

4. 情報モラル学習教室（小4～中3）

携帯電話やインターネットに関する犯罪被害等のトラブル対策や正しい利用法について、平成27年から各学校にて開催しています。

5. 見まもり隊活動（小学校）

市内約240か所で、登下校の安全確認を協力していただいています。

おうちの方へ 大切にしたい5つのポイント

1. **購入時の約束** 携帯電話を買う前に、あらかじめ子どもと一緒に使用時間や使用場所、アプリの制限等についてルールを確認し、記録を残す。
2. **フィルタリング設定** 「青少年インターネット環境整備法」により、契約時に必ず設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、フィルタリングソフトや携帯電話の設定も定期的に見直す。
3. **パスワードの設定** 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定したら、必ず保護者が把握する。
4. **トラブルの未然防止** 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、流行しているトラブルとその対応策について情報収集する。
5. **保護者が模範となる** ネット依存は、子どもだけの問題ではありません。子どもだけでなく、家族で守るべきルールをつくりましょう。

おうちで確認 チェックシート

		チェック欄
①	スマホを使う時間について、決めていることがありますか？	
②	スマホを使う場所について、決めていることがありますか？	
③	食事中にスマホを使っていますか？	
④	アプリをダウンロードするときには、保護者に相談し、追加料金がかからないようにしていますか？	
⑤	歩きスマホやながらスマホをしていますか？	
⑥	ネットやスマホで悩みや困ることがあったら、保護者などに相談していますか？	
⑦	個人情報や本人だと特定できる写真をネット上にアップロードしていませんか？	
⑧	SNSに個人情報や友だちの悪口を書いていますか？	
⑨	面識のない人と連絡したり、連絡先を交換したりしていませんか？	
⑩	子どものスマホに届いたメールやメッセージを保護者が確認することができますか？	

ネットトラブル相談先一覧（QRコード）

①大阪府警察本部 サイバー犯罪対策担当部署

- ・サイバー犯罪に関する相談や情報

②消費者ホットライン

- ・商品やサービスなど消費生活全般に関する問い合わせ等

③文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」

- ・誹謗中傷やいじめに関する相談（24時間受付対応）

④大阪府教育センター「すこやかホットライン」

- ・いじめ等の学校でのトラブルに関する相談（平日 9:30～17:30）



①



②



③



④

マイクロソフトの創業者であるビル・ゲイツと妻のメリンダは、子どもたちがテクノロジーに触れる機会を厳しく制限していたそうです。携帯電話は14歳になるまで持たせず、夕食のときには取り上げていました。「時間を決め、それ以降はスクリーンを見てはいけないとすることも多かった。そのおかげで、夜更かしせず眠ることができていた。宿題をするときや友だちと連絡をとるときにテクノロジーを上手く使えば役に立つ。だが、使い過ぎてしまうこともある」と、語っています。※1

アップル創業者のスティーブ・ジョブズは、「わたしの子どもたちは、ipad を使っていない。我が家では、子どもたちのテクノロジー使用量を制限している。子どもたちはデバイス进行操作する代わりに、毎晩、キッチンの長いテーブルで家族そろって夕食をとり、本や歴史などについて話し合っていた」と言っています。※2



テクノロジーを創造し、よく知っているはずの彼らが心配していたこと。それは、ネットいじめであり、不適切なコンテンツであり、スクリーンを見ている時間のせいでもっと有意義な活動の時間が減ることでした。

学校では、これからの時代を生きる上で必要不可欠なネットの正しい利用について、今まで以上に学習を進めていかなければなりません。生徒が普段使用している携帯端末を教室での学習に活用する「BYOD」という取り組みも、聞かれるようになりました。しかし、学校にいる間ぐらいは、スマホから子どもたちを解放したい。ネット以外の楽しみを探し出し、ネットがなくてもできることを友だちと一緒に体験してほしい。学校では、現実世界の大切な人生経験を子どもたちと一緒に積み上げていきたいと思えます。

※1 イギリスの『Mirror』による2017年4月のインタビューより

※2 アメリカの『The New York Times』2014年9月の記事より

教委議案第3号

令和2年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標について

令和2年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標を次のとおり定める。

令和2年2月8日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

令和2年度の生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標を設定し、生涯学習、青少年および文化財施策の充実を図るため。

令和2年度

生涯学習、青少年および文化財施策の
重点目標

はじめに

- 個々の「創造的な学習」の推進が求められている今日、人々が変化の激しい社会の中で様々な課題に対応して生きていくためには「総合的な知識」の習得が重要であるとされており、市民を対象とした生涯学習（社会教育を含む。以下同じ。）環境の整備と充実が求められている。
- 日常生活に安らぎと潤いを求め、豊かなライフスタイルを実現したいという市民の思いを背景に、生涯学習、スポーツ、レクリエーションの環境を整えるとともに、市民の自発的な活動を通じて、健康の保持・増進や市民相互の連帯意識の醸成が必要である。
- 急激な社会状況の変化により青少年の健全育成を阻む様々な要因が存在するなか、市と家庭、学校、地域等が協力し、子どもの安全と健全育成のためのきめ細かな取り組みや、学校以外での子どもの活動場所と放課後の居場所づくりの充実が求められている。
- 全ての市民が人生を豊かに生きることができるよう、大東市人権尊重のまちづくり条例等に留意しつつ、地域において豊かな人間関係をつくり、相互理解を深めていくことが必要である。
- 歴史の中で、守り伝えられてきた文化財は、市民が誇るべき貴重な歴史的財産である。これを保存し、次代に伝えるとともに、歴史、文化を生かしたまちづくりのための貴重な資源として文化財の活用を図り、市民が住み続け人々が住みたくなる「魅力あるまち」を目指すことが重要である。

1 生涯学習活動の充実

【重点事項】

- ・ 市民一人ひとりの豊かな個性や創造性を尊重し、生涯にわたる自主的、主体的な生涯学習の機会の充実を図る。
- ・ 生涯学習の振興を図るため、施設の整備、充実と学校施設の活用、施設相互の連携など総合的かつ有効な利用促進に努める。
- ・ 市民の主体的な学習活動を支えるために、生涯学習情報の収集、提供、相談等の機能の充実を図ることにより、生涯学習の推進環境の充実を図る。

<具体的取組み>

- ① 生涯学習の総合的推進を図るため、職員と施設スタッフの専門性の向上に努めるとともに、実施事業の評価、検証を通じた事業計画の精査に努め、効果的、効率的な事業展開を図る。
- ② 各施設を生涯学習活動の拠点とし、利用者自らが適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう生涯学習情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、利用し易い施設とするよう工夫を凝らして、施設利用率の向上を目指す。
- ③ 各施設の利用者の安全や利便性を確保するため、老朽化した施設・設備の改修を計画的に行い、かつ、年齢や性別、障害の有無等に関わらず誰もが快適に利用できる施設運営に努める。
- ④ 教育委員会事務局に必置である社会教育主事を養成するため、職員1名を社会教育主事講習に派遣し、資格を取得させる。
- ⑤ 生涯学習施設をはじめ、他の施設との事業連携を進めることで、従来とは異なる利用者層を開拓し、生涯学習の裾野の拡大を図る。
- ⑥ 生涯学習センターを中心に各施設で市民のサークル活動や生涯学習活動のきっかけとなるような事業を積極的に実施し、事業の企画・運営における市民参画の機会創出に努め、活動者の組織化と組織後の活動支援による市民の生涯学習活動を活性化させる。
- ⑦ 社会人の自己成長（スキルアップ）を支援する講座等の事業に積極的に取り組み、リカレント教育の拡充を図る。
- ⑧ 生涯学習において、本市の歴史や文化・景観等を学ぶことは、市民の郷土愛やシビックプライドの醸成にも大きな効果を発揮することから、「歴史文化カレッジ」や「地域塾」などの事業継続と拡充に取り組む。
- ⑨ 人材登録バンク（人財問屋）の活用を推進するなど、市民の自発的な学習活動の促進や学習成果活用の機会創出等により生涯学習環境の充実に努める。
- ⑩ 図書館が市民の学習、文化活動等の拠点となるよう、図書の数・種類の適正管理やレファレンスサービスの充実、多種多様なイベント実施による来館者の拡充に努めるとともに、今後、図書館が担うべき役割、新たな付加価値について、研究を進める。
- ⑪ 「図書館を使った調べる学習コンクール」が児童・生徒の知的好奇心や情報リテラシー等を育むことができるよう、学校との連携を強化するとともに学校図書室の支援を継続的に取り組み、主体的に学ぼうとする力や読書習慣の一層の推進に努める。

1-1 文化活動の振興

【重点事項】

- ・ 芸術文化は、生活に潤いを与え、豊かな情操を養うことから、市民の芸術文化に対する関心が高まる事業を推進し、市民生活の充実を図る。
- ・ 総合文化センターの適正な維持管理に努め、市民利用の促進を図る。

<具体的取組み>

- ① 市民文化自主事業を効果的かつ効率的に運営し、幅広い世代の市民、特に青少年がレベルの高い舞台芸術を鑑賞できる機会を創出する。
- ② 舞台芸術をはじめとする文化事業において、市民参加型イベントなど生涯学習活動への発展も期待できるような事業実施について検討する。
- ③ 市民文化祭は、市民が日頃の活動を発表することによる達成感がさらなる向上心につながり、かつ、舞台、展示を鑑賞する市民にとっても、文化・芸術にふれる機会、文化活動をはじめめるきっかけにもなることから、文化協会を中心とした市民主体の運営のさらなる拡充に努める。
- ④ 文化芸術団体の育成・指導者の養成・活動の場の提供・情報提供等、市民活動の活性化に必要な条件を整え、自主的な文化活動を促進する。
- ⑤ 生涯学習施設間の連携、各文化団体間の連携をそれぞれ強化することにより、文化活動の質的、量的な発展を推進する。
- ⑥ 総合文化センター指定管理者と文化協会の相互連携を強化することにより、文化協会に加盟する市民活動団体が円滑に機能、発展できるよう努める。
- ⑦ 利用者・来館者の安全や利便性を確保するため、老朽化した施設・設備の改修を進める。
- ⑧ 公民館の設置目的である、地域生活に根ざした事業「集まる」・生活文化を高める事業「学ぶ」・地域連帯を強める事業「つなぐ」が、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化により転換期を迎えていることを認識し、新たな事業スタイルを研究する。

1-2 生涯スポーツの推進

【重点事項】

- ・ スポーツ活動が、健康の保持・増進、体力づくりや地域社会の連帯感を育てるためにも大きな役割を担う中、市民が性別や年齢に関わらず、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しんで楽しむことができる機会を創出し、心身ともに健康で活力ある生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興事業の推進と環境整備を図る。

<具体的取組み>

- ① 市体育施設の指定管理者において、各種スポーツ教室や講習会の充実をはじめ、社会教育関係団体、総合型地域スポーツクラブ、地域保健課やみどり課など関係機関と連携して、より一層魅力ある事業の在り方を研究し、市民の健康増進、体力づくりの向上を図る。
- ② 指定管理者同士の連携を図り、各体育施設がヨガや健康体操といった市の企画・立案に基づいた統一的な事業における関係性を確立し、市民のスポーツ振興や市民の健康意識の向上を目的とした事業について、効果的な事業が実施できるよう努める。
- ③ 市民体育館小体育室の空調設備新設工事や御供田屋内・屋外相撲場の修繕など老朽化した施設や設備の改修については、長寿命化の視点も十分考慮の上、順次計画的に行い、スポーツを安全かつ快適に行える環境整備の推進に努め、利用者サービスの向上を図る。
- ④ 夜間照明の設置中学校グラウンドの利用の動向について、近隣の教育機関や民間のスポーツ事業者に対し、直接宣伝活動を行い、需要の度合いを見極めた上で、今後の必要性についての検証を行う。
- ⑤ 市民の身近な場所で地域毎に開催し、子どもから高齢者、障害者の方など、気軽に参加できる地域ファミリースポーツ大会において、スポーツ実施率の更なる向上を目指し、誰もがスポーツに取り組み易い種目の導入を検討する。今年度については、従来の種目に「ボッチャ」を採用し、新たな参加者の取り込みを図る。
- ⑥ 市主催のスポーツ事業の運営・協力を担うスポーツ推進委員の更新時期を迎える今年度については、市民が関わるスポーツの支援をこれまで以上に行い、地域に根ざしたスポーツの普及・振興を図るという重要な役割を担うスポーツ推進委員と連携し、地域ファミリースポーツ大会等を始めとする各種スポーツ事業の開催を、常時円滑に行うことができるように、任期中における推進委員の一定数の人員確保を念頭に置きながら、スポーツの発展・普及に尽力する。
- ⑦ 東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、コロンビア共和国のホストタウンとして登録された本市の役割を認識し、同国の車いすバスケットボールチーム及び車いすラグビーチームの練習場所の確保を始め、各種交流事業に係る様々なイベントの企画及び実施について、戦略企画室と連携して取り組む。

- ⑧ 誰もが気軽に生涯に亘って取り組むことができるスポーツの推進を目指し、障害者と健常者との交流が深まる場であり、お互いの理解をより高めることにもつながる「ニュースポーツフェスティバル」の周知徹底に努め、本市スポーツ実施人口の底上げを図る。
- ⑨ 一般社団法人日本トップリーグ連携機構との共催で、「ボールゲームフェスタ」を実施し、小学生の子どもたちを対象にトップアスリートによる指導の下、バレーボールやサッカー等を通じて、身体を動かす楽しさを体験させるとともに、様々なスポーツに接することで、スポーツに対する関心や興味を促し、自発的かつ持続的に生涯スポーツに取り組むことができる環境の整備に努める。

2 青少年の健全育成

【重点事項】

- ・ 少子化や核家族化、都市化による人間関係の希薄化、スマートフォン等の普及により有害情報にさらされる機会が増加するなど、青少年を取り巻く環境の変化により、犯罪被害等、安全が脅かされる事象が深刻化している状況を踏まえ、青少年の健全育成にふさわしい環境づくりと安全確保に努める。また、放課後の居場所づくりをはじめ、学校教育外での子どもたちの活動の場の拡充に努める。
- ・ 青少年に対する指導者の養成や人材の発掘を行い、自主的・自発的な活動をめざした青少年育成活動を促進する。

<具体的取組み>

- ① 犯罪から青少年を守るために、青少年指導員会を中心に行われる「市内一斉巡視」や「こども110番の家」、「声かけネットワーク会議」などの取組みについて、関係者と連携して推進に努める。
- ② 「こども110番の家」では、人が常在する事業所での普及を図るとともに、ステッカーを外から見やすい場所へ掲示するなど、地域全体で子どもを守る環境づくりを進める。
- ③ 「子ども安全見まもり隊」の体制整備や研修実施、必要物品の支給等、ボランティアが活動しやすい環境づくりの支援充実に努める。
また、減少傾向にあるボランティア活動を強化するために事業所の参加について、働きかけを行う。
- ④ 野外活動センターにおける自然体験や集団生活体験等の機会を創出し、責任感や行動力、協調性等を育みながら、心身の健全な成長を促進するとともに施設利用者の普及を図る。
- ⑤ 単位こども会が減少を続ける状況を踏まえ、子どもの健全育成や地域住民の交流を担うインフラとしてのこども会組織を維持するため、大東市こども会育成連絡協議会と連携し、単位こども会活動の支援に努める。
- ⑥ 青少年をとりまく課題について、青少年健全育成市民大会の開催など市民の関心を高めるような啓発活動に取り組む。
- ⑦ 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブに必要な施設整備とともに利用者ニーズの的確な把握に努め、必要な措置について、検討を行い実行する。
- ⑧ 子どもの放課後の居場所づくりを拡充するため、放課後子ども教室、放課後児童クラブの適正な運営とともに、図書館や公民館等の生涯学習施設の活用について、指定管理者と意見交換を行いながら、積極的な事業展開を推進する。
- ⑨ 学校教育部とともに、子どもの学び・育ちの基礎である家庭の教育力向上を支援し、学校、家庭、地域の連携強化に関する業務を実施する。
- ⑩ 青少年の健全育成に関する、さまざまな活動情報の発信を強化することにより、次世代のボランティアを獲得し、持続性のある循環型活動の定着化に努める。

3 人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進の取り組み

【重点事項】

- ・ 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、生涯学習分野において、人権問題の理解と認識を深めるための啓発活動の推進と学習機会の提供を図る。
- ・ インターネットを悪用した人権を侵害する行為が発生していることから、人権啓発所管部と連携し、生涯学習関係団体の取り組みや各種生涯学習事業において、様々な人権問題について、市民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進することにより人権尊重のまちづくりに努める。

<具体的取組み>

- ① 人権啓発関係諸団体や関係機関と連携し、生涯学習関係団体における人権問題研修の充実と各種研修機会を活用した市民の人権意識の向上に努める。
- ① 国連「こどもの権利条約」および「大東市人権教育基本方針」「大東市こども基本条例」等の趣旨を踏まえ、生涯学習の場で、子どもの人権についての啓発活動の促進に努める。
- ③ 高度情報社会の中で人権を侵害する行為が発生していることから、ネットリテラシー教育などさまざまな研修の機会を活用し、個人情報の保護をはじめとする人権意識の高揚を図る。
- ④ 所管する情報システムに係る情報資産について、関係法令および「大東市セキュリティポリシー」に基づくセキュリティ対策を適切に行い、個人情報の保護を徹底する。
- ⑤ 生涯学習活動を通じた世代間交流や様々な人々の交流による相互理解の促進に努め、様々な課題を有する人々が、社会的、文化的、経済的水準の向上を図ることができるよう活動を支援する。
- ⑥ 障害者をはじめ、青少年や女性、高齢者などの積極的な社会参加を促進するための生涯学習活動の推進に努める。
- ⑦ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「大東市こころふれあう手話言語条例」等、あらゆる法令の趣旨を踏まえ、すべての市民が安心・安全に利用できる施設改善や社会的障壁の除去に配慮した運営と人権意識の高揚に努める。
- ⑧ 日本語読み書き講座により在住外国人の日常生活の支援を図るとともに、講座に参加する外国人と市民との交流イベントを開催する。また、継続して実施している早稲田大学留学生のインターンシップ事業などにより、市民の異文化理解を促進する。
- ⑨ 自然災害等が発生した場合に備え、各施設の利用者の安全を確保するためのスタッフの行動マニュアル等を整備するとともに施設の防災対策に努める。

4 文化財の保存と活用

【重点事項】

- ・ 永い歴史の中で育まれ、守り伝えられてきた文化財は、本市の歴史を知る貴重な資料であり、未来に語り継ぐ歴史的資源であることから、市内各所の文化財の調査、研究と適正な保存、整備等について、文化財保護施策のさらなる充実を図る。
- ・ 歴史民俗資料館を中心に幅広い世代の市民へ、本市の歴史や文化財等の情報発信を行い、自身が暮らすまちに親しみや愛着を持っていただくことにより、郷土愛を深め、シビック・プライドを醸成し、住みつづけたいまちの推進に取り組む。

<具体的取組み>

- ① 本市の歴史を理解するうえで欠くことのできない文化財については、調査、研究しながら、保存・継承など適切な保護措置に努め、特に重要なものについては、適宜、文化財指定を行い、その特性に応じた活用を図る。
- ② 埋蔵文化財の保護にあたっては、その周知に努め、法令に基づいた指導を行い、的確かつ迅速な調査、保存措置を行い活用に努める。
- ③ 飯盛城跡の国史跡指定と史跡指定後に本市が管理団体となることについて、全地権者から同意書を取得し、意見具申書とともに国へ提出する。
- ④ 国史跡指定に向けた機運を高めるため、発掘調査等の研究成果を報告会や企画展示等の機会を通じて積極的に市民に周知する。また、飯盛城の認識の裾野をさらに広げられるよう、市民団体等との協働等、様々な手法を用いた周知に努める。
- ⑤ 飯盛城跡の国史跡指定後の保存活用を見据え、分布調査等を継続的に実施するとともに、保存活用の方法や整備に関する課題等について関係機関と連携しながら検討を進める。
- ⑥ 平野屋新田会所跡の保存・活用・整備及び講演会等の開催時には、関係部署、学識経験者、市民との協働を意識し、市民の理解・関心を高める効果的な手法を検討する。また、市民サポーター会議の自主的な活動についても積極的に支援する。
- ⑦ 市史漫画「近世編」、「古代編」を活用し、本市の歴史を身近に感じていただき、理解を深めていただけるよう努め、「中世編」の発刊に向けたシナリオの検討を行う。
- ⑧ 歴史民俗資料館を拠点とし、季節ごとの展示や多種多様な講座、講習会の開催、また、学校と連携した展示や出前授業の実施等により、市民（特に若年層）に大東市の歴史の周知を図り、大東市に愛着を抱いてもらえるような施策を実施する。
- ⑨ 大東市埋蔵文化財発掘調査費用の負担額等に関する要綱に基づき、中垣内・野崎条里・北条西遺跡の発掘調査報告書作成作業を早急に進める。
- ⑩ 市内各地に所在する古文書の収集・整理を進め、史料集の発行や歴史民俗資料館の常設展・企画展等を通じて、調査成果を市民に周知する。
- ⑪ 広報紙やSNS等を活用した情報発信や説明板の設置等により、幅広い年齢層の市民の文化財に対する理解・関心を高めるとともに、市民学芸員制度等の市民活動についても積極的に支援する。

新	旧
<p style="text-align: center;">はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の「創造的な学習」の推進が求められている今日、人々が変化の激しい社会の中で様々な課題に対応して生きていくためには「総合的な知識」の習得が重要であるとされており、市民を対象とした生涯学習（社会教育を含む。以下同じ。）環境の整備と充実が求められている。 ・ 日常生活に安らぎと潤いを求め、豊かなライフスタイルを実現したいという市民の思いを背景に、生涯学習、スポーツ、レクリエーションの環境を整えるとともに、市民の自発的な活動を通じて、健康の保持・増進や市民相互の連帯意識の醸成が必要である。 ・ 急激な社会状況の変化により青少年の<u>健全育成</u>を阻む様々な要因が存在するなか、市と家庭、学校、地域等が協力し、子どもの安全と健全育成のためのきめ細かな取り組みや、学校以外での子どもの活動場所と放課後の居場所づくりの充実が求められている。 ・ 全ての<u>市民</u>が人生を豊かに生きることができるよう、<u>大東市人権尊重のまちづくり条例</u>等に留意しつつ、地域において豊かな人間関係をつくり、相互理解を深めていくことが必要である。 ・ 歴史の中で、守り伝えられてきた文化財は、市民が誇るべき貴重な歴史的財産である。これを保存し、次代に伝えるとともに、歴史、文化を生かしたまちづくりのための貴重な資源として文化財の活用を図り、市民が住み続け人々が住みたくなる「魅力あるまち」を目指すことが重要である。 	<p style="text-align: center;">はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の「創造的な学習」の推進が求められている今日、人々が変化の激しい社会の中で様々な課題に対応して生きていくためには「総合的な知識」の習得が重要であるとされており、市民を対象とした生涯学習（社会教育を含む。以下同じ。）環境の整備と充実が求められている。 ・ 日常生活に安らぎと潤いを求め、豊かなライフスタイルを構築したいという市民の思いを背景に、生涯学習、スポーツ、レクリエーションの環境を整えるとともに、市民の自発的な活動を通じて、健康の保持・増進や市民相互の連帯意識の醸成が必要である。 ・ 急激な社会状況の変化により青少年の<u>健全な育成</u>を阻む様々な要因が存在するなか、市と家庭、学校、地域等が協力し、子どもの安全と健全育成のためのきめ細かな取り組みや、学校以外での子どもの活動場所と放課後の居場所づくりの充実が求められている。 ・ 全ての<u>人</u>が人生を豊かに生きることができるよう大東市人権尊重のまちづくり条例等に留意しつつ、地域において豊かな人間関係をつくり、相互理解を深めていくことが必要である。 ・ 歴史の中で、守り伝えられてきた文化財は、市民が誇るべき貴重な歴史的財産である。これを保存し、次代に伝えるとともに、歴史、文化を生かしたまちづくりのための貴重な資源として文化財の活用を図り、市民が住み続け人々が住みたくなる「魅力あるまち」を目指すことが重要である。

新	旧
<p>1 生涯学習活動の充実</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりの豊かな個性や創造性を尊重し、生涯にわたる自主的、主体的な生涯学習の機会の充実を図る。 生涯学習の振興を図るため、施設の整備、充実と学校施設の活用、施設相互の連携など総合的かつ有効な利用促進に努める。 市民の主体的な学習活動を支えるために、生涯学習情報の収集、提供、相談等の機能の充実を図ることにより、生涯学習の推進環境の充実を図る。 <p><具体的取組み></p> <p>① 生涯学習の総合的推進を図るため、職員と施設スタッフの専門性の向上に努めるとともに、実施事業の評価、検証を通じた事業計画の精査に努め、効果的、効率的な事業展開を図る。</p> <p>② 各施設を生涯学習活動の拠点とし、利用者自らが適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう生涯学習情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、利用し易い施設とするよう工夫を凝らして、施設利用率の向上を目指す。</p> <p>③ 各施設の利用者の安全や利便性を確保するため、老朽化した施設・設備の改修を計画的に行い、かつ、年齢や性別、障害の有無等に関わらず誰もが快適に利用できる施設運営に努める。</p> <p>④ 教育委員会事務局に必置である社会教育主事を養成するため、職員1名を社会教育主事講習に派遣し、資格を取得させる。</p> <p>⑤ 生涯学習施設をはじめ、他の施設との事業連携を進めることで、従来とは異なる利用者層を開拓し、生涯学習の裾野の拡大を図る。</p> <p>⑥ 生涯学習センターを中心に各施設で市民のサークル活動や生涯学習活動のきっかけとなるような事業を積極的に実施し、事業の企画・運営における市民参画の機会創出に努め、活動者の組織化と組織後の活動支援による市民の生涯学習活動を活性化させる。</p> <p>⑦ 社会人の自己成長（スキルアップ）を支援する講座等の事業に積極的に取り組み、リカレント教育の拡充を図る。</p> <p>⑧ 生涯学習において、本市の歴史や文化・景観等を学ぶことは、市民の郷土愛やシビックプライドの醸成にも大きな効果を発揮することから、「歴史文化カレッジ」や「地域塾」などの事業継続と拡充に取り組む。</p> <p>⑨ 人材登録バンク（人材問屋）の活用を推進するなど、市民の自発的な学習活動の促進や学習成果活用の機会創出等により生涯学習環境の充実を図る。</p>	<p>1 生涯学習活動の充実</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりの豊かな個性や創造性を尊重し、生涯にわたる自主的、主体的な生涯学習の機会の充実を図る。 生涯学習の振興を図るため、施設の整備、充実と学校施設の活用、施設相互の連携など総合的かつ有効な利用促進に努める。 市民の主体的な学習活動を支えるために、生涯学習情報の収集、提供、相談等の機能の充実を図ることにより、生涯学習の推進環境の充実を図る。 <p><具体的取組み></p> <p>① <u>うるおいと心豊かな社会を醸成するため、生涯学習関係団体の一層の活動充実に向けた支援に努める。</u></p> <p>② 生涯学習の総合的推進を図るため、職員と施設スタッフの専門性の向上に努めるとともに、実施事業の評価、検証を通じた事業計画の精査に努め、効果的、効率的な事業展開を図る。</p> <p>③ 各施設を生涯学習活動の拠点とし、利用者自らが適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう生涯学習情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、利用し易い施設とするよう工夫を凝らして、施設利用率の向上を目指す。</p> <p>④ <u>老朽化した施設、設備、備品の修繕等を計画的に行い、利用者サービスの向上に努める。平成31年度は、生涯学習センターメディア研修室の貸出用パソコンの更新や、市民要望の大きかった文化情報センターのトイレ新設を実施する。</u></p> <p>④ ↓</p> <p>⑤ ↓</p> <p>⑥ 教育委員会事務局に必置である社会教育主事を養成するため、職員1名を社会教育主事講習に派遣し、資格を取得させる。</p> <p>⑦ 生涯学習施設をはじめ、他の施設との事業連携を進めることで、従来とは異なる利用者層を開拓し、生涯学習の裾野の拡大を図る。</p> <p>⑧ 各施設において、生涯学習活動のきっかけとなる事業を積極的に実施し、事業の企画・運営における市民の参画や参加の機会創出に努めるとともに、活動する者の組織化と組織後の活動を支援することにより、市民の生涯学習活動を活性化を図る。</p> <p>⑨ <u>昨年度に開学した、最新の知見で郷土の歴史・文化を学ぶことができる講座「歴史文化カレッジ」に継続して取り組むとともに、より多くの市民に郷土に愛着を持ってもらうため、地域塾などの事業を実施する。</u></p> <p>⑩ 人材登録バンク（人材問屋）の活用を推進するなど、市民の自発的な学習活動の促進や学習成果活用の機会創出等により生涯学習環境の充実を図る。</p> <p>⑩ ↓</p>

<p>⑨ <u>図書館が市民の学習、文化活動等の拠点となるよう、図書の数・種類の適正管理やレファレンスサービスの充実、多種多様なイベント実施による来館者の拡充に努めるとともに、今後、図書館が担うべき役割、新たな付加価値について、研究を進める。</u></p> <p>⑩ <u>「図書館を使った調べる学習コンクール」が児童・生徒の知的好奇心や情報リテラシー等を育むことができるよう、学校との連携を強化するとともに学校図書室の支援を継続的に取り組み、主体的に学ぼうとする力や読書習慣の一層の推進に努める。</u></p>	<p>④ <u>図書館においては、読書離れや図書館離れの傾向が進行する中、市民の生活に関わる知識、情報の提供施設とした魅力あるサービスの提供に努めるとともに、市民、特に子ども達が行きたくなる図書館の将来のあり方について研究を進める。</u></p> <p>⑤ <u>「大東市図書館を使った調べる学習コンクール」や学校図書室の支援を継続し、学校と連携することにより、子どもたちが主体的に学ぼうとする力や読書力の育成と、読書活動の一層の推進に努める。</u></p> <p>⑧ ↑</p> <p>⑩ ↑</p>
--	---

新	旧
<p>1-1 文化活動の振興</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術文化は、生活に潤いを与え、豊かな情操を養うことから、市民の芸術文化に対する関心が高まる事業を推進し、市民生活の充実を図る。 ・ 総合文化センターの適正な維持管理に努め、市民利用の促進を図る。 <p><具体的取組み></p> <p>① <u>市民文化自主事業を効果的かつ効率的に運営し、幅広い世代の市民、特に青少年がレベルの高い舞台芸術を鑑賞できる機会を創出する。</u></p> <p>② <u>舞台芸術をはじめとする文化事業において、市民参加型イベントなど生涯学習活動への発展も期待できるような事業実施について検討する。</u></p> <p>③ <u>市民文化祭は、市民が日頃の活動を発表することによる達成感がさらなる向上心につながり、かつ、舞台、展示を鑑賞する市民にとっても、文化・芸術にふれる機会、文化活動をはじめめるきっかけにもなることから、文化協会を中心とした市民主体の運営のさらなる拡充に努める。</u></p> <p>④ <u>文化芸術団体の育成・指導者の養成・活動の場の提供・情報提供等、市民活動の活性化に必要な条件を整え、自主的な文化活動を促進する。</u></p> <p>⑤ <u>生涯学習施設間の連携、各文化団体間の連携をそれぞれ強化することにより、文化活動の質的、量的な発展を推進する。</u></p> <p>⑥ <u>総合文化センター指定管理者と文化協会の相互連携を強化することにより、文化協会に加盟する市民活動団体が円滑に機能、発展できるよう努める。</u></p> <p>⑦ <u>利用者・来館者の安全や利便性を確保するため、老朽化した施設・設備の改修を進める。</u></p> <p>⑧ <u>公民館の設置目的である、地域生活に根ざした事業「集まる」、生活文化を高める事業「学ぶ」、地域連携を強める事業「つなぐ」が、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化により転換期を迎えていることを認識し、新たな事業スタイルを研究する。</u></p>	<p>1-1 文化活動の振興</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術文化は、生活に<u>ゆとり</u>と潤いを与え、豊かな情操を養うことから、市民の芸術文化に対する関心を高める各種事業の推進を図る。 <p><具体的取組み></p> <p>① <u>市民が多様かつレベルの高い舞台芸術を鑑賞できる機会の充実を目指し、引き続き、市民文化自主事業の効果的かつ効率的な運用と市民参加に努める。本格的な舞台芸術に各年齢層に身近に接していただくため、平成31年度は、6月に「ポルトガルギター&マンドリンコンサート」、9月に「落語会」、1月に「大阪交響楽団無料公開リハーサル」、2月に市立小学校3・4年生を招待する「ニッセイ名作シリーズ人形劇団ひとみ座公演」など計6件の公演を実施する。</u></p> <p>② <u>文化祭など市民が自主的に文化活動に参画できる環境づくりに努めるとともに、初心者らが文化活動等に参画するための初歩的なスキルを身に付けられるような仕組みを検討する。</u></p> <p>③ <u>芸術文化団体の育成、指導者の養成、活動の場の提供、情報提供等、市民活動のための条件を整え、既に活動している市民団体と協力するなど地域における自主的な文化活動の促進に努める。</u></p> <p>④ <u>生涯学習施設との連携や各文化団体間の連携の強化を図り、文化活動の質的、量的発展に努める。</u></p> <p>⑤ <u>指定管理者と文化協会との連携強化を図り、文化協会が、傘下の文化団体の上位組織として円滑に機能できるよう支援する。</u></p> <p>⑥ <u>利用者・入館者の安全や利便性を確保するため、老朽化した施設・設備の改修を進める。平成31年度は、総合文化センターの大ホール吊り天井改修・舞台機構設備改修に係る設計業務委託を行うほか、ハロン消火用ガス容器や音響非常制御用ユニットの修繕を行う。</u></p>

新	旧
<p>1-2 生涯スポーツの推進</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>スポーツ活動が、健康の保持・増進、体力づくりや地域社会の連帯感を育てるためにも大きな役割を担う中、市民が性別や年齢に関わらず、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しんで楽しむことができる機会を創出し、心身ともに健康で活力ある生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興事業の推進と環境整備を図る。</u> <p><具体的取組み></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>市体育施設の指定管理者において、各種スポーツ教室や講習会の充実をはじめ、社会教育関係団体、総合型地域スポーツクラブ、地域保健課やみどり課など関係機関と連携して、より一層魅力ある事業の在り方を研究し、市民の健康増進、体力づくりの向上を図る。</u> ② <u>指定管理者同士の連携を図り、各体育施設がヨガや健康体操といった市の企画・立案に基づいた統一的な事業における関係性を確立し、市民のスポーツ振興や市民の健康意識の向上を目的とした事業について、効果的な事業が実施できるよう努める。</u> ③ <u>市民体育館小体育室の空調設備新設工事や御供田屋内・屋外相撲場の修繕など老朽化した施設や設備の改修については、長寿命化の視点も十分考慮の上、順次計画的に行い、スポーツを安全かつ快適に行える環境整備の推進に努め、利用者サービスの向上を図る。</u> ④ <u>夜間照明の設置中学校グラウンドの利用の動向について、近隣の教育機関や民間のスポーツ事業者に対し、直接宣伝活動を行い、需要の度合いを見極めた上で、今後の必要性についての検証を行う。</u> ⑤ <u>市民の身近な場所で地域毎に開催し、子どもから高齢者、障害者の方など、気軽に参加できる地域ファミリースポーツ大会において、スポーツ実施率の更なる向上を目指し、誰もがスポーツに取り組み易い種目の導入を検討する。今年度については、従来の種目に「ポッチャ」を採用し、新たな参加者の取り込みを図る。</u> ⑥ <u>市主催のスポーツ事業の運営・協力を担うスポーツ推進委員の更新時期を迎える今年度については、市民が関わるスポーツの支援をこれまで以上に、地域に根ざしたスポーツの普及・振興を図るという重要な役割を担うスポーツ推進委員と連携し、地域ファミリースポーツ大会等を始めとする各種スポーツ事業の開催を、常時円滑に行うこと</u> 	<p>1-2 生涯スポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>スポーツ活動が、健康の保持・増進、体力作りや地域社会の連帯感を育てるためにも大きな役割を担う中、市民が性別や年齢に関わらず、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」心身ともに健康で活力ある生活を送れる生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興事業の推進と環境整備を図る。</u> <p><具体的取組み></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>各スポーツ施設の指定管理者において、トレイルラン教室をはじめとする各種スポーツの教室を新設するとともに、スポーツ施設の指定管理者、総合型地域スポーツクラブ、市地域保健課など関係機関と連携して、市民の健康を増進させる取り組みを検討し、魅力ある事業が実施できるよう努める。</u> ② <u>スポーツ施設の指定管理者同士の連携を図り、各スポーツ施設が市の統一的な目標の下、市民のスポーツ振興に効果的な事業が実施できるよう努める。</u> ③ <u>老朽化が進む市民体育館の屋根の防水工事を実施するなど、体育施設の改修を計画的に行い、施設の機能維持と長寿命化を図るとともに、安全に利用できる環境を整備する。</u> ④ <u>各体育施設での土・日における利用環境の充実を目指し、利用者が円滑に利用することができるよう、公園などの当該所管外の施設がスポーツ施設として活用できないか、既存の体育施設をより効率的に利用できないか等の研究を行う。</u> ⑤ <u>夜間照明設備を有するグラウンドの円滑な運用と利用促進を図り、市民（特に勤労者）に向けたスポーツ活動の充実を図るとともに、更なる夜間照明施設の必要性を検討する。</u> ⑥ <u>北条グラウンドの有効活用の方策について、引き続きを指定管理者とともに検討し、利用率の向上を目指す。</u> ⑦ <u>スポーツ指導者の確保および育成に努め、市民が団体に属していない個人であっても、より一層スポーツに親しみ、楽しむことができる機会の拡充を図りながら各体育施設の利用促進を図る。</u>

ができるように、任期中における推進委員の一定数の人員確保を念頭に置きながら、スポーツの発展・普及に尽力する。

- ⑦ 東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、コロンビア共和国のホストタウンとして登録された本市の役割を認識し、同国の車いすバスケットボールチーム及び車いすラグビーチームの練習場所の確保を始め、各種交流事業に係る様々なイベントの企画及び実施について、戦略企画室と連携して取り組む。
- ⑧ 誰もが気軽に生涯に亘って取り組むことができるスポーツの推進を目指し、障害者と健常者との交流が深まる場であり、お互いの理解をより高めることにもつながる「ニュースポーツフェスティバル」の周知徹底に努め、本市スポーツ実施人口の底上げを図る。
- ⑨ 一般社団法人日本トップリーグ連携機構との共催で、「ボールゲームフェスタ」を実施し、小学生の子どもたちを対象にトップアスリートによる指導の下、バレーボールやサッカー等を通じて、身体を動かす楽しさを体験させるとともに、様々なスポーツに接することで、スポーツに対する関心や興味を促し、自発的かつ持続的に生涯スポーツに取り組むことができる環境の整備に努める。

⑩ ニュースポーツフェスティバル等を活用し、スポーツを通じた障害者と健常者との交流や障害者スポーツの周知・普及を図る。

⑪ 体育施設（市民体育館、競馬運動広場、テニスコート）の指定管理者の指定管理期間満了に伴い、体育施設として次期指定管理期間における目指すべき役割と利用者サービスの向上策を検討しつつ、次期指定管理者の選定作業を円滑に行う。

新	旧
<p>2 青少年の健全育成</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化や核家族化、都市化による人間関係の希薄化、スマートフォン等の普及により有害情報にさらされる機会が増加するなど、青少年を取り巻く環境の変化により、犯罪被害等、安全が脅かされる事象が深刻化している状況を踏まえ、青少年の健全育成にふさわしい環境づくりと安全確保に努める。また、放課後の居場所づくりをはじめ、学校教育外での子どもたちの活動の場の<u>拡充</u>に努める。 ・ 青少年に対する指導者の養成や人材の発掘を行い、自主的・自発的な活動をめざした青少年育成活動を促進する。 	<p>2 青少年の健全育成</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化や核家族化、都市化による人間関係の希薄化、スマートフォン等の普及による有害情報にさらされる機会の増加など、青少年を取り巻く状況の変化に伴い、<u>青少年の犯罪被害等、青少年の安全が脅かされる事象が深刻化している状況を踏まえ、青少年の健全育成にふさわしい環境づくりと安全確保に努める。また、放課後の居場所づくりをはじめ、学校教育外でのこども達の活動の場の確保</u>に努める。 ・ 青少年に対する指導者の養成や人材の発掘を行い、自主的・自発的な活動をめざした青少年育成活動を促進する。
<p><具体的取組み></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 犯罪から青少年を守るために、青少年指導員会を中心に行われる「市内一斉巡視」や「こども110番の家」、「声かけネットワーク会議」などの取組みについて、関係者と連携して推進に努める。 ② 「こども110番の家」では、人が常在する事業所での普及を図るとともに、ステッカーを外から見やすい場所へ掲示するなど、地域全体で子どもを守る環境づくりを進める。 ③ 「子どもの安全見まもり隊」の体制整備や研修実施、必要物品の支給等、ボランティアが活動しやすい環境づくりの支援充実に努める。 また、減少傾向にあるボランティア活動を強化するために事業所の参加について、働きかけを行う。 ④ 野外活動センターにおける自然体験や集団生活体験等の機会を創出し、責任感や行動力、協調性等を育みながら、心身の健全な成長を促進するとともに施設利用者の普及を図る。 ⑤ 単位こども会が減少を続ける状況を踏まえ、子どもの健全育成や地域住民の交流を担うインフラとしてのこども会組織を維持するため、大東市こども会育成連絡協議会と連携し、単位こども会活動の支援に努める。 ⑥ 青少年をとりまく課題について、青少年健全育成市民大会の開催など市民の関心を高めるような啓発活動に取り組む。 ⑦ 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブに必要な施設整備とともに利用者ニーズの的確な把握に努め、必要な措置について、検討を行い実行する。 ⑧ 子どもの放課後の居場所づくりを拡充するため、放課後子ども教室、放課後児童クラブの適正な運営とともに、図書館や公民館等の生涯学習施設の活用について、指定管理者と意見交換を行いながら、積極的な事業展開を推進する。 ⑨ 学校教育部とともに、子どもの学び・育ちの基礎である家庭の教育力向上を支援し、学校、家庭、地域の連携強化に関する業務を実施する。 ⑩ 青少年の健全育成に関する、さまざまな活動情報の発信を強化することにより、次世代のボランティアを獲得し、持続性のある常態型活動の定着化に努める。 	<p><具体的取組み></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 犯罪から青少年を守るために、青少年指導員会を中心に行われる市内一斉巡視、「こども110番の家」<u>運動</u>、声かけネットワーク会議などの取組みについて、関係者と連携して推進に努める。<u>また、こども110番の家では人が常在する事業所での普及を図り、ステッカーを外から見やすい場所へ掲示することで、地域で子どもを守る環境づくりを進める。</u> ② 「子どもの安全見まもり隊」の支援体制を固め、ボランティアが活動しやすい環境を整備するなど、引き続き、研修の実施や必要物品の支給による活動の支援、<u>充実</u>に努め、活動者に対して、感謝状の贈呈を順次実施する。 ③ 現代の子どもに不足している自然体験活動や集団生活体験を野外活動センターの活用で促進するとともに、リーダーの育成、ものづくり、地域の伝統文化を理解・継承する活動等、子どもの様々な体験活動の推進に努める。 ④ 単位こども会が次第に消滅していく状況を踏まえ、子どもの健全な育成や地域住民の交流を担うインフラとしてのこども会組織を維持するため、<u>各地域の特性を踏まえた方策の検討と対応策の実行に努める。</u> ⑤ ↓ ⑥ 青少年をとりまく課題について、青少年健全育成市民大会の開催など市民の関心を高めるよう啓発活動に努める。 ⑦ 放課後児童健全育成事業の基準条例に規定する基準を満たすよう、児童クラブの利用状況の推移を勘案しながら、教室の整備などの検討を行い、必要な施設整備と適切な運営を行う。 ⑧ <u>放課後子ども教室、放課後児童クラブなど放課後の子どもの居場所づくり事業を充実させるよう努める。図書館や公民館等の公共施設を活用した事業も実施する。</u> ⑨ 学校教育部とともに、子どもの学び・育ちの基礎である家庭の教育力向上を支援するとともに、学校、家庭、地域の連携強化と、<u>連携する業務の実施や支援に努める。</u>

新	旧
<p>3 人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進の取り組み</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、生涯学習分野において、人権問題の理解と認識を深めるための啓発活動の推進と学習機会の提供を図る。 インターネットを悪用した人権を侵害する行為が発生していることから、人権啓発所管部と連携し、生涯学習関係団体の取り組みや各種生涯学習事業において、様々な人権問題について、市民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進することにより人権尊重のまちづくりに努める。 <p><具体的取組み></p> <ol style="list-style-type: none"> 人権啓発関係諸団体や関係機関と連携し、生涯学習関係団体における人権問題研修の充実と各種研修機会を活用した市民の人権意識の向上に努める。 国連「子どもの権利条約」および「大東市人権教育基本方針」「大東市子ども基本条例」等の趣旨を踏まえ、生涯学習の場で、子どもの人権についての啓発活動の促進に努める。 高度情報社会の中で人権を侵害する行為が発生していることから、ネットリテラシー教育などさまざまな研修の機会を活用し、個人情報の保護をはじめとする人権意識の高揚を図る。 所管する情報システムに係る情報資産について、関係法令および「大東市セキュリティポリシー」に基づきセキュリティ対策を適切に行い、個人情報の保護を徹底する。 生涯学習活動を通じて世代間交流や様々な人々の交流による相互理解の促進に努め、様々な課題を有する人々が、社会的、文化的、経済的水準の向上を図ることができるよう活動を支援する。 障害者をはじめ、青少年や女性、高齢者などの積極的な社会参加を促進するための生涯学習活動の推進に努める。 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「大東市こころふれあう手話言語条例」等、あらゆる法令の趣旨を踏まえ、すべての市民が安心・安全に利用できる施設改善や社会的障壁の除去に配慮した運営と人権意識の高揚に努める。 日本語読み書き講座により在住外国人の日常生活の支援を図るとともに、講座に参加する外国人と市民との交流イベントを開催する。また、継続して実施している早稲田大学留学生のインターンシップ事業などにより、市民の異文化理解を促進する。 自然災害等が発生した場合に備え、各施設の利用者の安全を確保するためのスタッフの行動マニュアル等を整備するとともに施設の防災対策に努める。 	<p>3 人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進の取り組み</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、生涯学習分野において、人権問題の理解と認識を深めるための啓発活動の推進と、学習機会の提供を図る。 インターネットを悪用した人権を侵害する行為が発生していることから、人権啓発所管部と連携し、生涯学習関係団体の取り組みや各種生涯学習事業において、様々な人権問題について、市民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進することにより人権尊重のまちづくりに努める。 <p><具体的取組み></p> <ol style="list-style-type: none"> 人権啓発関係諸団体や関係機関と連携し、生涯学習関係団体における人権問題研修の充実と、各種の研修機会を活用した市民の人権意識の向上に努める。 国連「子どもの権利条約」および「大東市人権教育基本方針」「大東市子ども基本条例」等の趣旨を踏まえ、生涯学習の場での子どもの人権についての啓発活動の促進に努める。 高度情報社会の中で人権を侵害する行為が発生していることから、ネットリテラシー教育などさまざまな研修の機会を活用し、個人情報の保護をはじめ人権意識の高揚を図る。 所管する情報システムに係る情報資産について、関係法令および「大東市セキュリティポリシー」に基づきセキュリティ対策を適切に行い、個人情報の保護を徹底する。 生涯学習活動を通じて、世代間交流や様々な人々の交流を推進して相互理解の促進に努め、様々な課題を有する人々が、社会的、文化的、経済的水準の向上を図ることができるよう活動の支援に努める。 障害者をはじめ、青少年、女性、高齢者などの積極的な社会参加、参画を促進するための生涯学習活動の推進に努める。 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「大東市こころふれあう手話言語条例」の趣旨を踏まえ、施設改善や社会的障壁の除去を配慮した運営と人権意識の高揚に努める。 日本語読み書き講座により在住外国人の日常生活の支援を図るとともに、講座に参加する外国人と市民との交流イベントを開催する。また、継続して実施している早稲田大学留学生のインターンシップ事業などにより、市民の異文化理解を促進する。 自然災害等が発生した場合に備え、各施設の利用者の安全を確保するためのスタッフの行動マニュアル等を整備するとともに、施設の防災対策に努める。

新	旧
<p>4 文化財の保存と活用</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 永い歴史の中で育まれ、守り伝えられてきた文化財は、本市の歴史を知る貴重な資料であり、<u>未来に語り継ぐ歴史的資源であることから、市内各所の文化財の調査、研究と適正な保存、整備等について、文化財保護施策のさらなる充実を図る。</u> <u>歴史民俗資料館を中心に幅広い世代の市民へ、本市の歴史や文化財等の情報発信を行い、自身が暮らすまちに親しみや愛着を持っていただくことにより、郷土愛を深め、シビック・プライドを醸成し、住みつづけたいまちの推進に取り組む。</u> <p><具体的取組み></p> <ol style="list-style-type: none"> 本市の歴史を理解するうえで欠くことのできない文化財については、調査、研究しながら、保存・継承など適切な保護措置に努め、特に重要なものについては、適宜、文化財指定を行い、その特性に応じた活用を図る。 埋蔵文化財の保護にあたっては、その周知に努め、法令に基づいた指導を行い、的確かつ迅速な調査、保存措置を行い活用に努める。 飯盛城跡の国史跡指定と史跡指定後に本市が管理団体となることについて、<u>全地権者から同意書を取得し、意見具申書とともに国へ提出する。</u> 国史跡指定に向けた機運を高めるため、<u>発掘調査等の研究成果を報告会や企画展示等の機会を通じて積極的に市民に周知する。</u>また、飯盛城の認識の裾野をさらに広げられるよう、<u>市民団体等との協働等、様々な手法を用いた周知に努める。</u> 飯盛城跡の国史跡指定後の保存活用を見据え、分布調査等を継続的に実施するとともに、保存活用の方法や整備に関する課題等について関係機関と連携しながら検討を進める。 平野屋新田会所跡の保存・活用・整備及び講演会等の開催時には、関係部署、学識経験者、市民との協働を意識し、市民の理解・関心を高める効果的な手法を検討する。また、市民サポーター会議の自主的な活動についても積極的に支援する。 市史漫画「近世編」、「古代編」を活用し、本市の歴史を身近に感じていただき、理解を深めていただけるよう努め、「中世編」の発刊に向けたシナリオの検討を行う。 歴史民俗資料館を拠点とし、季節ごとの展示や多種多様な講座、講習会の開催、また、学校と連携した展示や出前授業の実施等により、市民（特に若年層）に大東市の歴史の周知を図り、大東市に愛着を抱いてもらえるような施策を実施する。 大東市埋蔵文化財発掘調査費用の負担額等に関する要綱に基づき、中塚内・野崎条 	<p>4 文化財の保存と活用</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 永い歴史の中で、育まれ、守り伝えられてきた文化財は、<u>身近な歴史を知る貴重な資料であり、祖先の見聞を伝えてくれるかけがえのない財産であることから、大東市文化財保護条例に基づき、文化財保護施策の推進を図る。</u> <u>歴史民俗資料館を拠点施設として、本市の歴史、文化財等に親しみや愛着を持って頂くことができるような施策の実施に努める。</u> <u>市内各所にある文化財等を調査、研究することにより、歴史資源の掘り起しを行い、関係団体や関係部署と連携しながら、歴史資源を活用した「まちづくり」に必要な情報の整理、提供を図る。</u> <p><具体的取組み></p> <ol style="list-style-type: none"> 本市の歴史を理解するうえで欠くことのできない文化財については、調査、研究しながら、保存・継承など適切な保護措置に努め、特に重要なものについては、適宜、文化財指定を行い、その特性に応じた活用を図る。 埋蔵文化財の保護にあたっては、その周知に努め、法令に基づいた指導を行い、的確かつ迅速な調査、保存措置を行い活用に努める。 飯盛城跡の国史跡指定のための基礎資料として、<u>発掘調査や関連資料調査等の成果をまとめた総合調査報告書を作成する。</u> 飯盛城跡の国史跡指定の条件となる地権者の同意取得を早急に進めるとともに、<u>市が指定後の管理団体になることへの同意取得にも努める。</u> 国史跡指定に向けた機運を高めるため、<u>調査研究の最新の成果を報告会や連絡会等の機会を通じて積極的に市民に周知する。</u>また、飯盛城の認識の裾野をさらに広げるため、<u>市民団体等との協働で様々な手法を用いて市民等への周知に努める。</u> 飯盛城跡の国史跡指定後の保存活用を見据え、分布調査等を継続的に実施するとともに、保存活用の方法や整備に関する課題等について関係機関と連携しながら検討を進める。 平野屋新田会所跡の市史跡指定を記念し、<u>講演会や説明板の設置等を行い、市民の理解や関心を高めるとともに、会所跡の保存活用の方法について関係部署と連携して検討を進める。</u>また、市民サポーター会議の自主的な活動についても積極的に支援する。 市史漫画「近世編」や「古代編」を活用し、本市の歴史を理解し、<u>本市の歴史を身近に感じてもらうような活動に努め、「中世編」のシナリオの検討を行う。</u> 歴史民俗資料館で、季節ごとの展示、<u>種々の講座や講習会、学校と連携した展示や出前授業の実施などにより、市民（特に若年層）に大東市の歴史の周知を図り、大東市に愛着を抱いてもらえるような施策を実施する。</u> 大東市埋蔵文化財発掘調査費用の負担額等に関する要綱に基づき、中塚内・野崎条

<p>里・北条西遺跡の発掘調査報告書作成作業を早急に進める。</p> <p>⑩ 市内各地に所在する古文書の収集・整理を進め、史料集の発行や歴史民俗資料館の常設展・企画展等を通じて、調査成果を市民に周知する。</p> <p>⑪ 広報紙やSNS等を活用した情報発信や説明板の設置等により、幅広い年齢層の市民の文化財に対する理解・関心を高めるとともに、市民学芸員制度等の市民活動についても積極的に支援する。</p>	<p>北条西遺跡の発掘調査報告書作成作業を早急に進める。</p> <p>⑩ 市内各地に所在する古文書の収集・整理を進め、史料集の発行や歴史民俗資料館の常設展・企画展等を通じて、調査の成果を市民に周知する。</p> <p>⑪ 広報紙やSNS等での情報発信や説明板の設置等を通じて、幅広い年齢層の市民の文化財に対する理解・関心を高めるとともに、市民学芸員の制度等の文化財等に関する市民活動を積極的に支援する。</p>
--	--

8. 一般業務報告

1. 令和2年度主な取組予定（教育大綱実施計画関係）について
2. G I G Aスクール構想に基づく本市の取組予定について

9. 会議録

亀岡教育長

それでは、2月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の定例会は本市の開かれた教育委員会の実現のため、土曜日の開会といたしました。これは、お仕事等の都合で傍聴できない方にも傍聴していただきやすくすることで、より多くの皆様に教育委員会の活動を知っていただき、本市教育委員会の活性化を図る一環として、土曜日に開催させていただきました。今後もより開かれた教育委員会を目指してまいりますので、よろしくお願いいたします。

澤田部長
亀岡教育長

それでは、本日の出席状況について報告をよろしくお願いいたします。

本日の出席者は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、田中委員によりよろしくお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第1号「令和2年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について」ですが、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により非公開にしたいと考えますが、賛成の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

それでは、本議案は非公開とし、別室にて審議することといたします。

【別室にて審議】

この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第3 教委議案第2号「大東市小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて」の提案理由の説明をお願いします。

渡邊課長

日程第3 教委議案第2号「大東市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」につきまして、ご説明させていただきます。

本議案は、平成31年3月27日に大阪府教育庁より通知されました「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」の中で、「令和元年度中に市町村教育委員会が登下校時や校内での携帯電話の取扱いに関するルールや方針を定め、児童生徒や保護者に周知する」とあることから、本市のガイドラインを策定することについて、教育委員会の議決を求めるものでございます。

大阪府のガイドラインが策定された経緯についてですが、平成30年6月に大阪府北部地震が登校時間帯に発生したことが契機となり、登下校中の安全確保、また災害発生時や連れ去り・痴漢等の犯罪に巻き込まれた際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として、携帯電話を活用することについて検討された結果、府教育庁では、これまでの「携帯電話の校内持ち込み禁止」という方針が

見直され、保護者が持たせたい場合は登下校時に限り、子どもが携帯電話を所持できるよう、持ち込み禁止の方針を一部解除することとなりました。しかし、大阪府のガイドラインの中では、市町村教育委員会でルールを定める際の例として、「府のガイドラインを学校または市町村教育委員会のルールにする」、「生徒会や児童会で話し合い、ルールを決める」、「学校協議会等、学校・保護者の代表・地域が話し合っ てルールを決める」、「市町村教育委員会が域内の統一ルールを決める」と示されており、大阪府のガイドラインを参考にするものの、今まで通り校内への持込みを原則禁止とする市町村のガイドラインを作成することも認められています。

本市のガイドライン作成に向けましては、大東市PTA協議会と小中学校生活指導研究協議会にご協力いただき、保護者2名、小・中学校の校長先生2名による「携帯電話の取扱いに関する意見交換会」を5月20日、7月26日、12月25日、2月3日と年間4回開催いたしました。会の中では、国の有識者会議の内容や北河内各市の動向、また中学校生徒会にもアンケートを実施し、子どもたちの反応にも注視しつつ検討する等、貴重なご意見を賜りました。これらのご意見を反映した形で、本ガイドラインを作成いたしました。

それでは本ガイドラインの内容について、資料に沿って説明させていただきます。ガイドラインの内容といたしましては、(1) 携帯電話の学校への持込みは、従来通り原則禁止 (2) 学校の防災・防犯の取組みを進める (3) ネットモラルに関する保護者への啓発 (チェックシート) (4) ネットトラブル相談先、以上4点を主な内容として記載しております。

意見交換会では、防災や防犯の観点も踏まえた上での保護者としての子どもに対する想い、また学校生活や生徒指導面での懸念についてご参加の皆様からご意見をいただき、中学校生徒会からも動画撮影の危険性や破損した場合の責任、また携帯電話を持っていない生徒のことを思いやる意見が寄せられたことから、従来通りの方針を継続することといたしました。

大阪府といたしましても、学校内で携帯電話を自由に使えるようにしたいというわけではなく、あくまで「登下校時の防災・防犯における安全・安心」が唯一の理由としています。大東市といたしましては、緊急メール連絡網への登録率向上、小学校でのまちなかミマモルメへの加入促進と見守り隊活動の充実、引き渡し訓練の実施と引き渡し体制の更なる整備、そして情報モラル学習教室の開催等を通じて、登下校時の安全・安心を確保して参りたいと考えております。

大阪府のガイドラインは携帯電話の購入を勧めるものでも否定するものでもありません。しかし、2学期に各小・中学校で実施いたしました、本市「学校あんしん生活アンケート」によりますと、携帯電話・スマホ・パソコン・タブレット・ゲーム機等、インターネットへの接続ができるものの所持率は、小学校3年生～6年生で87%、中学生で96%という調査結果が出ております。子どもたちは、否応なしに情報化社会で携帯電話等と上手に付き合っていく必要があります。保護者と子どもたちの間では、購入時の約束やフィルタリング設定等が必要不可欠となります。また、市のガイドラインにありますチェックシートを使うことで、家族で現状を話し合うきっかけにしてもらえればと考え

ております。

市教育委員会としましても、この数年間、兵庫県立大学教授監修によりK D D Iから講師を招き、主に小学4年生から中学3年生を対象とし、毎年、各校で「情報モラル学習教室」を開催しております。この児童・生徒が自ら考える場面の設定により、スマホの正しい活用やネットに潜む危険性等について、多くの学びを得ており、次年度以降も継続の予定でございます。

国際的に疾病として認められるようになる等、ネット依存の問題も昨今、取りざたされております。中学校生徒会へのアンケートの中には「学校にいる間ぐらひは、携帯電話から解放されたい」という意見もございました。本市としましては、登下校での安全・安心をさらに確保しながら、令和2年度以降も従来通りの「学校への持込みは原則禁止」とする方針について、年度内には各校へ本ガイドラインを通知する予定でございます。

以上、ガイドラインの策定につきまして、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

水野委員

何点か質問させていただきます。

1点目は、「携帯電話」と「スマホ」の表記の違いはどういった使い分けをされているのでしょうか。

2点目は、意見交換会や中学校生徒会等で議論された内容について、一部解説していただきましたが、詳しい議論の内容を教えてください。

3点目は、このガイドラインの配付対象は誰でしょうか。

4点目は、「おうちの方へ 大切にしたい5つのポイント」の「1. 購入時の約束」に「携帯電話を持たせる初日に」とありますが、初日が大事なのでしょうか。むしろ、携帯電話を持たせる前にルールを決め、それを守ることの方が大事ではないでしょうか。初日という限定化には首を傾げる部分がありますので、これについての議論の内容を教えてください。

5点目は、保護者にこのガイドラインをそのまま配付するのであれば、ページの割りに違和感があります。A4用紙の「おうちで確認 チェックシート」がA3用紙に挟み込まれていますが、このチェックシートは背表紙の方が良いのではないかなと感じました。以上です。

渡邊課長

1点目ですが、表記は国や府の表記に合わせておりました、明確な意図があるわけではございません。

2点目ですが、2ページ中段の四角枠内に主な議論の内容を記載しております。とりわけ、PTA協議会の会長お二人からご意見をいただきまして、その中で保護者としての想いを強くいただきました。もう一つは、安全・安心というところで言いますと、スマホを持っていても安全にはならないのではないかなという部分が大きくありまして、これについて校長先生方から「仮にそれを持ってきたとして、校内でもし何かあったときに」という部分での心配がございました。その中で、先程も申し上げましたが、生徒会のアンケートが胸に響きました。具体的には、携帯電話を持っていない人への配慮があったことについて、「中学生は自分だけではなく、周りの人のことも考えているんだな」とい

う意見が多く出てまいりました。

3点目ですが、ガイドラインの配付対象は保護者向けに市として印刷し、配付予定でございますが、配付前に教員から生徒へ説明する機会を設けたいと考えております。

4点目ですが、3ページ「おうちの方へ 大切にしたい5つのポイント」の「1. 購入時の約束」の「初日」につきまして、おっしゃるとおり携帯電話を持たせた初日ではなく、事前に、持たせるにあたっての約束事を決める方が大事だと思いますので、この部分につきましては改めたいと考えております。

5点目ですが、作成している当初はチェックシートが背表紙にございましたが、作成していく中で、最後のページにございますビル・ゲイツさんのお話ですとか、情緒的な話というのを、本市としてガイドラインに盛り込みたいなという考えがございましたが、これを中に置くのがガイドラインとして適切かどうかを検討いたしましたところ、トピック的な内容であることから、最後のページにした経過がございます。ですが、おっしゃるとおりチェックシートとして使うのであれば、一番後ろに持ってくるということを考えておりましたので、改めて配付にあたりましてはどちらがより使いやすいかということをおまえまして、検討したいと思います。

水野委員

いくつか質問させていただいたなかで、2つ目のどんな議論がなされたかについては、生徒会がどんな議論をされたかがすごく気になってさせていただきました。と言いますのは、大人と子どもでは立場が違いますし、当事者性が高く、感度の高い今の子どもたちがどのようなところを懸念しているのか、そこが議論に組み込まれているのであれば良かったなと思います。重ね重ねとなりますが、以前も申しましたとおり、学校に携帯電話を持ち込む必要はないだろうと考えておりますので、そこは良しとして、家庭内ではスマホが問題を起こすのではなく、スマホで問題が起こるので、スマホとどう上手く付き合っていくかがこれからの家庭教育の課題かと考えます。

田中委員

保護者の方が携帯電話を持たせたいという第一の理由は、災害が発生した場合だと思います。ですので、その点の対策をどう練っていくかというところで、3ページ「大東市の防災・防犯～これまでとこれから～」の「2. まちなかミマモルメ（小学校）」がこれにあたると思います。「3. 引き渡し訓練の実施・引き渡し体制の整備」は、在校中に災害が発生した場合だと思いますので、保護者の方が一番心配なのは、学校に行くまでと学校を出てから災害が発生した場合に、子どもたちの安全をどう守っていくかだと思います。その際の居場所がどこなのか等を、もう少し具体的に分かりやすく保護者に対策として教えていただけるとありがたいと思います。また、このビーコンタグというのはランドセルの中に入れる機械だと思いますが、これは大東市内に数箇所ある機械に反応して、通過したことが分かるとても便利な機械だと思いますので、もし携帯電話の持ち込みを禁止とするならば、こういったものを少しでも早くシステム化していただければありがたいです。

渡邊課長

1点目の地震等の大きな災害があった場合の対応につきましては、本市で平成31年3月に改訂いたしました「大東市公立学校園災害対応マニュアル」において、児童・生徒が登下校中に災害が発生した場合につきましても「揺れが

収まった後に学校または家の安全な方に避難」と記載・明記をしており、児童・生徒への周知に努めているところです。

2点目の登下校時に何かあった時の安全面というところで、まちなかミマモルメのお話がありました。こちらにつきましては、月額で費用が発生しているものでもございますが、保護者への周知に努めてまいりたいと考えております。

太田委員 登下校の安全面で言いますと、先程もございましたが、見守り隊の方々の見守り活動は大変ありがたいものですが、登録いただいている方や現実に活動している方はどのくらいいらっしゃいますか。

渡邊課長 現在、240箇所です。584名の方に参加いただいております。1日の参加者人数で言いますと、概ね数十名でございます。

水野委員 田中委員のミマモルメのお話でしたが、月額でいくらでしょうか。

渡邊課長 月額432円で、登録費用として最初に2,572円が必要となります。

水野委員 ご担当が違うかもしれませんが、無料にはならないのでしょうか。

渡邊課長 おっしゃるとおり市教委が担当しておらず、市長部局が担当しているものでございます。

水野委員 今まで無料にしてほしい旨の要望に対する議論はあったのでしょうか。

これだけ防災面等で登下校中が問題となっていますし、大阪府北部地震が発生した際には、ほぼスマホでの通話ができない状況で、LINE通話の方がつながりやすかった経緯がありましたので、このミマモルメが有効な手段ということであれば、無料になれば良いのになと思いましたが、議会等での議論にはならなかったのでしょうか。

渡邊課長 すみません。私の方では、詳細は把握しておりません。

齊藤委員 先程のガイドラインの配付につきまして、保護者向けにというのは、児童・生徒に配付されて、家に持ち帰ったものということでしょうか。

渡邊課長 家庭数ではなく、児童・生徒全員に配付いたしますので、ご兄弟がいれば同じものを家に持ち帰ることになります。また先程申し上げましたが、配付の際には児童・生徒へ内容の周知に努めます。

齊藤委員 持ち帰りですと、家に帰ってもランドセルから出さない子もいると思いますので、PTA総会等も周知の機会としてございますし、地域の方々にも読んでいただきたい内容ですので、地域教育協議会等でも周知いただき、皆さんと一緒に手に取って、内容を深めていただければなと思います。

亀岡教育長 他にございませんか。

無いようですので、委員の皆様へ採決を取る前に、水野委員からご指摘がございました3ページの「おうちの方へ 大切にしたい5つのポイント」の「1. 購入時の約束」の内容につきまして、ご指摘の内容を踏まえ、事務局にて修正することとし、またページの割り付けについては事務局にて再検討することといたします。これを踏まえ、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長 次に、日程第4 教委議案第3号「令和2年度生涯学習、青少年および文化

平岡課長

財施策の重点目標について」の提案理由の説明をお願いします。

日程第4 教委議案第3号「令和2年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標について」のご説明申し上げます。

生涯学習部では、毎年度この重点目標を定めることにより、効果的な事業実施に努め、業務のさらなる充実を図るものでございます。本日、皆様のお手元には重点目標の本文とともに、A4横書きの新旧対照表を添付いたしております。大変お手数ですが、昨年度との比較につきましては、新旧対照表をご参照願います。それでは、重点目標について、主な改正点を中心にご説明させていただき、委員の皆様からのご意見、ご質問等につきましては、後ほど一括してお聞かせいただきたく存じます。

本文の表紙をめくっていただき、最初でございます「はじめに」という項目では、現在の本市における当部所管業務の担うべき役割を記載しておりますが、こちらは令和元年度から大きな変更はございません。3ページからは、所管業務を大きく4つに分類して、順に記載いたしておりますが、「1 生涯学習活動の充実」に関しましては、文化活動の振興と生涯スポーツの推進に細分化いたしております。それでは先ず、3ページの「1 生涯学習活動の充実」ですが、具体的な取組みの新たな項目といたしまして、次年度は、⑦では、社会人の自己成長（スキルアップ）を支援する講座等の事業に積極的に取り組み、リカレント教育の拡充を図ってまいります。また、⑧では、生涯学習における本市の歴史及び文化に「景観等」という視点を加えることにより、活動フィールドの広がりが生涯学習への市民参加を促し、かつ、市民の郷土愛やシビックプライドの醸成に効果を発揮するよう取り組んでいくものであります。続きまして、4ページ、「1-1 文化活動の振興」ですが、市民の芸術文化拠点であるサーティホール「総合文化センター」が、開館から33年を経過し、施設及び設備の老朽化が進んでおりますことから、今回から【重点事項】として、施設の計画的かつ効率的な改修・更新を進めてまいります。また、具体的な取組みの中では、近年、高齢化等によるサークル活動の縮小・減少化を踏まえ、⑧を追記いたしまして、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化と公民館の本来の設置目的である「集まる」「学ぶ」「つなぐ」を結びつけるような新たな事業スタイルについて、公民館の指定管理者とともに調査・研究に取り組んでまいります。次に、5ページの「1-2 生涯スポーツの推進」に移らせていただきます。こちらでは、東京オリンピック・パラリンピックをとおして、スポーツへの関心が高まる機運を活用いたしまして、市民の皆様にはスポーツに親しんでいただける機会の創出を【重点事項】に加え、具体的な取り組みとして、⑤では、毎年恒例の地域ファミリースポーツ大会の種目にパラリンピックの正式種目である「ボッチャ」を新設し、また、6ページ、⑨にございますとおり、一般社団法人日本トップリーグ連携機構との共催で、「ボールゲームフェスタ」を実施いたしまして、トップアスリートによる指導の下、小学生の子どもたちを対象に、自発的かつ持続的に、生涯スポーツに取り組むことができる環境の整備に努めます。なお、5ページに戻っていただき、⑦ですが、この度、大東市がパラリンピックに参加するコロンビア共和国の車いすバスケットボールチームのホストタウンに決定いたしましたことから、同チー

ムの練習場所確保等のサポートとともに、各種の交流事業を実施できますよう、関係部局と連携を図ってまいります。続きまして、7ページの「2 青少年の健全育成」におきましては、具体的な取組みの⑦ですが、これまで、放課後児童クラブでは、現場の設備等の環境整備を重視してまいりましたが、近年、共働き世帯の増加が顕著であることから、児童クラブの利用者ニーズ、保護者の意見を的確に把握できるよう併せて取組みを進めることについて追加いたしました。また、⑩は新規の項目となりますが、青少年指導員、こども見守り隊等、青少年の健全育成における重要な力、「地域力」の担い手の高齢化、後継者不足という長年の課題について、その活動の情報発信を強化いたしまして、次世代のボランティアを獲得し、持続性のある循環型活動として、これからも続くよう取り組んでまいります。次に8ページ「3 人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進の取組み」です。こちらでは、今回大きな変更、追加、削除等はありません。しかし、具体的な取組みの⑤・⑥にございまして、生涯学習部の所管施設で行われるイベント等の事業は、様々な世代や障がい者をはじめ、青少年、女性、高齢者等、あらゆる参加者が交流することができる貴重な機会であるところ、多様性を認め合える意識の醸成、共生社会の推進という側面から、この事業の果たすべき役割を今後意識した事業の取組み強化に努めることを意識して進めてまいります。また、⑦にございまして、社会的障壁の除去に配慮する等の施設運営における様々な合理的配慮の徹底につきまして、ご来館いただく市民の皆さんの人権意識のさらなる高揚に向けた啓発につながることを意識して、事業運営に取り組んでいけるよう各施設の指定管理者と連携を深めてまいります。最後に9ページの「4 文化財の保存と活用」です。こちらでは、【重点事項】につきまして、文言の整理を行いましたことにより、項目が一つ減少しております。具体的な取組みといたしましては、本市が四條畷市とともに進めております飯盛城跡の国史跡指定ですが、おかげさまで令和3年度の指定に向け、現在のところ予定通り進行しております。③では、国史跡指定に必要な飯盛城跡に係る地権者の同意書と意見具申書の提出が令和2年度の事業となります。また、⑥では、飯盛城跡とともに、本市の貴重な歴史的資源でございます平野屋新田会所跡の保存・活用・整備を効果的に市民に発信できるよう、令和2年度では学識経験者とともに市民に参画いただける仕組みづくりを構築して情報発信に取り組んでまいりまして、

以上、令和2年度の重点目標の主な改正点等のご説明を終わらせていただきます。ご検討の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

水野委員

5ページの「1-2 生涯スポーツの推進」の⑦についてですが、ワクワクしますし、チャンスだと感じてますが、具体的にはどのようなことが起こるのでしょうか。

中村課長

具体的には、4月の初めにコロンビアの車いすバスケットボールチームが来日されます。アクティブスクエア大東でご宿泊されまして、練習につきましては、当課所管の市民体育館を全面的にご利用いただき、練習に励んでいただき

ます。また、トレーニングルームも開放いたしまして、一般の方と一緒にご利用いただくことも考えております。そして、4月6日に市民体育館にて、開催セレモニーを実施いたします。こちらは所管の戦略企画室都市魅力観光グループ主体で進めているところでございます。その際には、大阪桐蔭高等学校の吹奏楽部の方々に演奏いただく予定でございます。その後ですが、本番のオリンピック・パラリンピックが控えておりますので一旦帰国され、次は8月頃に来日されますので、その時には障がい者の視点を踏まえ、大東市にある川村義肢様にもご協力いただきまして、講演会を開催できればと考えております。オリンピック・パラリンピックがスポーツに親しむ機運ととらえ、スポーツ振興課といたしましては、1年間を通して様々なスポーツ教室等を実施しておりますので、指定管理者とも共同でこういった企画を盛り上げて、宣伝並びに新たなスポーツ教室等の新設等も踏まえ、この1年間スポーツ振興に努めてまいりたいと考えております。

平岡課長

生涯学習課の取組みといたしまして、生涯学習センターアクロスにおきまして、予定ではございますが、7月にコロンビア共和国の選手の皆様の公用語であるスペイン語の講座を3回連続で開催いたします。そして、その講座を受講いただいた皆様にその効果を発揮していただける場といたしまして、コロンビア共和国の選手の練習見学をさせていただき、その後、講座で習われた言葉で交流を図っていただき、パラリンピックスポーツの魅力を感じていただければと思います。

水野委員

すぐわかりました。ありがとうございます。

学校教育とは連携されるのでしょうか。例えば、せっかく来日されるのであれば、それこそ先程のスペイン語は身近に感じることができるとし、コロンビアのご飯や文化を知って、この人たちが大東市で4月に練習したり、宿泊し、本番の8月に応援できたらいいよねっていうようなかたちで、子どもたちが直接的に触れるチャンスだと思えますが、このあたりいかがでしょうか。

南田部長

戦略企画室都市魅力観光グループが所管しており、そちらで企画したものを生涯学習部において事業として実施しているわけですので、学校との直接的な関係は今のところございませんが、今後、都市魅力観光グループと協議いたしまして、どのようなことができるのかということを検討してまいりたいと思います。

水野委員

現場の先生方の方もこのような話に触れる機会が自然とあるかと思えますし、せっかくですので、是非、ONETEAMの教育委員会で取り組んでいただければ効果も高いのかなと期待しております。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・・・・・日程第5 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

①令和2年度主な取組予定（教育大綱実施計画関係）について

⇒令和2年度の主な取組予定について、教育大綱実施計画関連ほか主要な事業について報告。

意見・質問

・学力向上推進事業に係る大東教員スキルアップ講座について、前年度の市民会館での実施から、今年度は教員が参加しやすいように学校での実施も行うとのことであったが、現状の参加状況はどのようなものか。

⇒各校での参加状況は概ね10名以上であり、参加人数は前年度に比べて増えたが、出張スキルアップ講座は開催校に所属する教員のみへの参加に限られ、他校からの参加は無かった。

・前年度の市民会館の実施では、参加人数が少ないながらも他校の教員との交流に価値があると感じた。次年度以降はこのあたりも工夫していただきたい。

・学力向上推進事業に係るふるさとジュニア検定について、受けるのは小学3年生のうち希望者を対象とするとのことだが、全児童を対象としない理由はどのようなものか。

⇒理由としては、市教委からの強制的な参加とせず、副読本を活用した自学・自習の機会を設けるためである。なお、前年度、今年度ともに1校を除き、全児童が参加した。

②GIGAスクール構想に基づく本市の取組予定について

⇒国が掲げるGIGAスクール構想に基づき、令和5年度までに本市が取組予定である校内ネットワーク整備及び児童・生徒のPC端末整備の概要について報告。

意見・質問

・校内通信ネットワークやPC端末を整備することで授業はどのように変わるのか。

⇒整備後、すぐに大きく授業スタイルが変わるものではない。当然ながら整備することがゴールではなく、児童・生徒の学びの充実が最終目的であり、日々の授業をいかに充実させるかが重要だと考える。そのなかで、例えば、まとめる学びであれば、模造紙やホワイトボードにまとめるということから、いかにデジタルを活用し、協働的な学びあるいは表現ができるかが重要であるとする。

・単に今まで手書きだったものを、タブレットで指で書くことに変更しただけでは何も意味がない。整備することにより、今までできなかった新たなことを生み出さないと変化は生まれないと考える。そのためには、活用する教員側が重要であり、新たな時代にあわせた新たな教育を模索しつつ活用いただければと考える。

・将来的には小学1年生にも、1人に対して1台のPC端末が配付されるのでしょうか。

⇒本市では、国のロードマップに基づき、令和5年度には小学1・2年生にも学習用PC端末を配付予定であるが、現在のところ、国からは具体的な活用方法が示されていないため、市として、令和2年度～4年度の間、より効果的な学びの方法を走りながらしっかりと検討し、充実させたものを導入していきたいと考える。

・小学校の低学年はまだ幼く、授業内容を書き写すことだけで精一杯であり、プラスアルファでICT機器の活用も加わると、子どもたちや教員へもかなり負担になると考える。教員の方々は、ICT機器の導入がこれからの教育に役立つことは認識されている考えるが、働き方改革に反し、仕事量が増えるのが目に見えているので、このあたりしっかりと計画していただきたい。

.....

亀岡教育長

GIGAスクール構想につきましては、先程委員からもご意見がありました。が、教員がどう活用していけるかが非常に重要であり、北河内教育長協議会から大阪府教育庁に対して、ソフト面として研修の充実を要望しているところです。来年度からは、よりそのあたりの充実を含めて行っていく予定でございますし、先程事務局からもございましたが、国からはロードマップが出ていますが、走りながら進めて行かなければいけないことが事実ですので、このロードマップのとおり大東市は進めようとしていますが、令和5年度以降に向けては様々な微調整が必要となる可能性がありますし、その部分は注視していきたいと考えます。

それでは本日の案件は終了いたします。

以上をもちまして、2月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和2年3月25日

亀岡教育長

田中委員